

建築基準法施行令（維持保全関係部分）の改正内容

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第 13 条の 3 (省略)</p> <p>2 法第 8 条第 2 項第二号の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が<u>三以上</u>で延べ面積が<u>二百平方メートル</u>を超えるものとする。</p> | <p>第 13 条の 3 (省略)</p> <p>2 法第 8 条第 2 項第二号の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるものとする。</p> |